表　彰　規　程

一般社団法人全日本漁港建設協会

表 彰 規 程

（目　　的）

第１条　一般社団法人全日本漁港建設協会（以下「協会」という）が行う表彰についてはこの規程の定めるところによる。

（表彰を行う者）

第２条　表彰は会長が行う。

（表彰を受ける者）

第３条　表彰を受ける者（以下「被表彰者」という）は協会の会員、会員の代表者、会員の従業員、特別功労のある者とする。

（会員又は会員の代表者の表彰）

第４条　会員又は会員の代表者に対する表彰は、次の各号の１に該当する者に対して行う。

(1) 経営の合理化、工費の適正化を図り、成績顕著な者

(2) 技術の向上、作業の合理化に対する成績顕著な者

(3) 従業員の労務及び厚生の改善に努め、成績顕著な者

(4) 会員の親睦を図り、業界の協力体制の向上と発展に著しく尽くした者

（会員の従業員の表彰）

第５条　会員の従業員（協会職員を含む）に対する表彰は、次の各号の１に該当する者に対して行う。

(1) 業務に精励し、成績顕著な者

(2) 業務上有益な発明、改良又は工法を考案した者

（特別功労のある者の表彰）

第６条　特別功労のある者に対する表彰は、次の各号の１に該当する者に対して行う。

(1) 協会の発展のために特に尽瘁され、その功績顕著な者

(2) 漁港建設協会発展のため永年協会若しくは関係団体の役員、委員又は職員としてのその職に尽瘁され、その功績顕著な者

(3) 会員店社に永年役員又は経営の要職にあって漁港建設業界発展のために尽瘁され、その成績顕著な者

（退職者又は故人の表彰）

第７条　退職者又は故人に対する各条各項各号該当者の表彰は、過去２年以内に退職又は死亡した者とする。

（表彰の推薦）

第８条　表彰の推薦者は、次の各号によるものとする。

(1) 第４条及び第６条該当者 ： 正副会長又は支部長

(2) 第５条該当者 ： 支部長

２　表彰の推薦者は、推薦調書（実施要領の様式第１～３号）に参考資料を添えて会長に申請するものとする。

（表彰の様式）

第９条　表彰の形式は次の区分とする。

(1) 感謝状

(2) 表彰状

２　前各号に記念品及び金員を添えることができる。

（表彰委員会）

第 10 条　被表彰者の選考を行うため表彰委員会を置く。

２　表彰委員会の運営に関しては、別に定める。

（表彰の決定）

第 11 条　表彰者は、近年表彰委員会の選考した者につき、会長が決定する。

（表彰の時期）

第 12 条　表彰は、原則として毎年度の定時総会時に行うものとする。

（実 施 要 領）

第 13 条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

１　この規程は、平成２４年５月１０日より施行する。

附　　則

１　この規程は、令和６年３月７日より施行する。